

主たる家計支持者が無職・失職中の場合		その年月：平成 年 月から 生活費の出所：	
休学歴・留学歴のある場合		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 理由：	
2018年度後半期の授業料免除状況		日本学生支援機構給付奨学生	
☐ 全額免除 ☒ 半額免除 ☐ 不許可 ☐ 申請無し		有 ・ 無 ※ 有の場合は、申請時に「給付奨学生証」(写)を添え、新入生は「採用候補者決定通知」(写)を添えて「給付奨学生証」(写)申請書類の提出先へ提出	
本人	現住所 〒 _____ E-mail _____	TEL 携帯 _____	申請結果先を選択
家族	住所 〒 _____	TEL _____	
申請結果の通知先(封筒記入の宛先)		☐ 本人住所 ☒ 家族住所 ☐ 女子寮 ☐ その他()	

家庭状況調書 記入要領

日本学生支援機構奨学金
1:一種 2:二種 3:併用
月額(51)千円×(12)月

(様式 1-②)

本人	通学区分	※115 1:自宅 2:自宅外 3:親戚宅 他			前年度奨学金 受給額(千円)
	奨学金 受給状況	※116 日本学生支援機構奨学金 1:一種 2:二種 3:併用 / 給付奨学金 月額(81)千円×(12)月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称() 月額()千円×()月			※117 日本学生支援機構奨学金 1:一種 2:二種 3:併用 / 給付奨学金 月額(81)千円×(12)月 4:その他の奨学金(貸与・給付) 名称(〇〇〇奨学金) 月額(30)千円×(12)月
就学者 (高校生以上は在学証明書を提出のこと)	続柄	氏名(年齢)	設置区分	学校種別	通学区分
	兄	岡大 冬男 (22才)	※121 1:国立 2:公立 3:私立	※122 4:大学 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高等専門学校 6:専修学校高等 7:専修学校専門	※123 1:自宅 2:自宅外
	妹	岡大 花子 (18才)	※129 1:国立 2:公立 3:私立	※130 4:大学 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高等専門学校 6:専修学校高等 7:専修学校専門	※131 1:自宅 2:自宅外
		() (才)	※137 1:国立 2:公立 3:私立	※138 4:大学 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高等専門学校 6:専修学校高等 7:専修学校専門	※139 1:自宅 2:自宅外
		() (才)	※145 1:国立 2:公立 3:私立	※146 4:大学 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高等専門学校 6:専修学校高等 7:専修学校専門	※147 1:自宅 2:自宅外
特別 関係	母子・父子 世帯	状況		左欄の状況となった時期	
	障がい者 のいる世帯	父:死亡・生別※	母:死亡・生別※	父:年 月	母:平成 21年 6月
		続柄	障害者手帳等の番号	障害年金の有無	該当者
	長期療養者 のいる世帯	続柄	療養期間	療養種別	療養費年額(円)
火災・風水害等の 被災世帯	被災年月日	被災内容		被害額(円)	
大学 認定	家族数	独立生計	生活保護世帯	学力	申請区分
	218	221	222	223	224
	0:無 1:該当	0:無 1:該当	0:不適格 1:適格	1:一般 2:家計 3:学力 4:留年超過等 5:家計支持者死亡 6:被災 7:JASSO給付 奨学生 8:被災(H30.7豪雨・北海道地震)	225 0:課税 1:非課税
					226 ※ 子供(18歳未満の又は就学者)が本人を養う人(18歳以上の就学者(本人を含む)は「経済力のない人」は「18歳未満のこ」に該当する。
					227 0:無 1:該当

自宅通学者及び独立生計者は、「1:自宅」
アパートや寮を借りて生活する者は、「2:自宅外」

今年度受給する奨学金(予約採用を含む)、昨年度に受給した奨学金に○をつけ、1~3の合計と、4の受給金額を記入する。
日本学生支援機構以外の奨学金については、名称も記入し、貸与か給付に○をつける。

【就学者】 ページ下段を参照のこと

兄弟等が岡山大学に在学の場合:
学部(研究科)及び学生番号を併記する。
※兄弟等が独立生計の場合は、欄外へ(兄弟の)学生番号、氏名を記入すること
(この欄へは記入しないでください。)

父又は母が死亡・生別の場合:
死亡・生別の父又は母を「就学者を除く家族」欄に記入の上、この欄にも記入する。

障害者手帳や医師の証明により記入する。

長期療養者:申請時現在治療中で6か月以上の療養期間を要すると認められる方

長期療養費(特別関係)の希望がある場合は、病院・施設・薬局等に願ひ出て「療養費証明書」(様式10)に記入をしてもらい、証明を受けたものを提出する。
「療養費証明書」(様式10)での証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入をし、「診断書」(様式10-①)又は「要介護認定通知(写)」等(原本)と領収書(写)等を併せて提出する。

※特別関係(「長期療養者」に記入がある場合は、前後半期一括申請の対象とはなりません。)

授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別控除できます。特別控除を希望する場合は、できる限り確定申告を行ってください。
確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する領収書(写)等が必要となります。保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。(修理費等の全額が控除されるわけではありません。)

政府が指定した大規模・広範囲な災害(激甚災害)により被災をした世帯については、災害から1年以内の免除申請においては1,600,000円、被災から1年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前1年に支出した修繕費等に相当する額が控除されます。(できる限り確定申告を行ってください。)
※「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」により、家計支持者が被災し、被災状況が半壊以上であった世帯については、家計評価額の算出において、特別控除により、総収入額を控除します。

【就学者】とは、

小学校・中学校(特別支援学校を含む)、高等学校(通信制・専攻科・別科を含む)、高等専門学校(専攻科を含む)、大学(大学院・別科・専攻科・通信教育部を含む)及び専修学校(高等課程・専門課程)に在学している方をいいます。
水産大学校、農業大学校、職業能力開発大学校、防衛大学校等、専修学校生(一般課程)、研究生、科目等履修生、補習科生、「各種学校」に分類されるもの(予備校・語学学校等)は就学者に該当しません。
ただし、専修学校(専門課程)の認可を受けている農業大学校は就学者に該当します。

※前半期分を申請する場合、3月卒業(見込)及び4月入学(見込)の兄弟姉妹等に注意すること。
※4月の状況が未定の場合は、見込みの状況を鉛筆書きにし、決定後速やかに届け出ること。

